

平成 30 年 1 月 5 日

## ゴム製品等の品質確認に関する特記仕様書

1. 受注者は、東洋ゴム化工品(株)又はニッタ化工品株式会社(以下「同社」という。)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等という。)を用いる場合は、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(同社と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。
2. 第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

### 【参考】ゴム製品等の試験名、項目名

以下、品質証明書にて確認する試験及び検査項目等の参考であり、製品に応じて求められる機能を確認するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験 (常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能